

答申第 595 号

平成 26 年 12 月 11 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 9 月 19 日付けで諮問された特定団体の理事会の配付資料等一部非公開の件（その 1）（諮問第 647 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定団体の理事会の配付資料等を一部非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、特定団体（以下「本件団体」という。）の臨時理事会（以下「本件理事会」という。）の復命書及び配付資料（以下「本件行政文書」と総称する。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成25年7月8日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、今回の一部公開では、本件理事会での審議内容の全貌が明らかでなく、特に本件団体構成員（以下「本件構成員」という。）の解雇に係る解雇理由など審議内容が明らかになっていないとするものである。

3 実施機関（県民局くらし県民部文化課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

県は、本件団体に対して、毎年度補助金を交付し、また、本件団体が公益財団法人移行を目指して債務超過解消と財務基盤強化を図るため設置した基金について、その造成を支援していることから、本件団体の運営に参画する必要があり、県の理事（拉致問題・文化振興担当）が、本件団体の理事に就任している。

また、理事会が開催される際には、補助金等本件団体支援に係る事務の所管課である実施機関の職員が、オブザーバーとして出席している。

本件理事会にも実施機関がオブザーバーとして出席しているが、上司への復命（会議内容の報告）は、口頭で行っており、復命書を作成していないため、請求に係る文書は存在しない。

本件理事会は、本件団体の理事及び関係者以外は出席しない非公開の会議であり、配付資料には、専ら法人の内部管理に関する情報が多く記載されて

いるうえ、実施機関が、その権限に基づいて取得したものではないため、その取扱いにあたっては、本件団体の運営の自主性・自律性を十分尊重する必要がある。特に本件団体の意思に反して公開した場合に、今後の理事会における自由かつ率直な意見交換が阻害され、理事会の審議・議決に支障が生じるなど、本件団体に不利益をもたらすことのないよう留意する必要がある。

そこで、諾否決定にあたっては、事前に本件団体に対して意見書の提出機会を付与して、本件団体が自ら主体的に公表している情報の有無や、公開すると本件団体に不利益をもたらす情報の有無等を確認のうえ、慎重に検討を行った。

本件理事会では、本件構成員の解雇について審議されており、配付資料には、解雇された本件構成員に関する個人情報のもとより、関係者の個人情報が多く含まれ、かつ人事という本件団体の内部管理に属する事項に関わる情報が記載されている。このため、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第2号該当により、一部の情報を非公開としたものである。

配付資料のうち一部非公開とした文書（以下「本件対象文書」という。）及び非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次のとおりである。

本件対象文書	本件非公開情報
座席表及び出席者名簿 （以下「文書1」という。）	○一部出席者の氏名・所属
評価委員会決定通知書 （以下「文書2」という。）	○議長の氏名
付議書 （以下「文書3」という。）	○解雇された本件構成員の雇用年月、生年月日、解雇理由
付議書添付資料 （以下「文書4」という。）	①本件構成員等関係者に関する情報 ②専務理事から理事長あての報告書の日付及び記載事項 ③事務局長から理事長あての報告書の日付、事務局長名、記載事項 ④解雇された本件構成員に関する理事長あて文書の日付、記載事項、記載者の氏名、印影 ⑤理事長から解雇された本件構成員あての文書の日付、件名、記載事項（添付文書を含む）

	⑥解雇された本件構成員から理事長あての文書の日付、記載事項 ⑦理事長から本件構成員各位あての文書の日付、件名、記載事項
参考 1 (以下「文書 5」という。)	①財務に関する項目・記載事項の一部とその金額 ②労働組合の欄に記載された個人の氏名、専務理事・常務理事欄に括弧書きされた記載事項
参考 2 (以下「文書 6」という。)	○2008 年の記載事項の一部

(2) 決定期理由について

異議申立人が公開すべきであると主張している情報を非公開とした理由は、次のとおりである。

ア 文書 1 の非公開理由

財団法人（特例民法法人）である本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体のホームページ等でも公開されているが、本件理事会について、各理事の出欠状況や、評決の委任の有無については公開されておらず、文書 1 を公開すると、出席者が特定されることにより、個人の意思表示が明らかになるおそれがあり、また、一般に公開されていない法人の人事に関する審議や評決の状況が明らかになるおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号及び第 2 号に該当するため非公開とした。

ただし、役付きの理事（理事長、副理事長及び専務理事）については、本件団体を代表して業務を執行する職責にある者として、一般に出席は当然と考えられるので公開とし、県職員である理事の出欠状況については、職務専念義務の免除の経路を経て本件団体の理事に就任していることに鑑み、他の理事と同じ扱いとした。

イ 文書 2 の非公開理由

評価委員会は、本件団体内部に設置された機関であり、その構成メンバーの氏名については、公表されていないため、議長の氏名についても個人に関する情報として条例第 5 条第 1 号に該当することから非公開とした。

ウ 文書 3 の非公開理由

解雇された本件構成員の氏名は、個人に関する情報であるが、解雇後の

新聞報道において氏名が公表されたうえ、解雇された本件構成員が、所属する団体（組合）のホームページなどにおいて、自ら氏名を公表していることから、条例第5条第1号ただし書きイ該当により公開とした。しかし、雇用年月、生年月日については、公表されておらず、条例第5条第1項に該当するため非公開とした。

また、本件構成員は、解雇された理由についても自ら公表しているが、文書3に記載された解雇理由は、本件団体側による記述であり、文書3に記載された内容がそのまま公開されているものではない。このため、文書3に記載された解雇理由は、個人に関する情報であるとともに本件団体の内部管理に属する情報（人事に関する情報）でもあることから、条例第5条第1号及び第2号該当により非公開とした。

エ 文書4の非公開理由

本件構成員等関係者の個人に関する情報が記載されており、本件団体の内部管理に属する情報（人事に関する情報）にもあたるため、条例第5条第1号及び第2号に該当し、文書の件名を除いて非公開とした。

オ 文書5①の非公開理由

本件団体に対して意見照会を行って確認したところ、文書5は、本件団体が、関係者に対して本件団体の過去の状況を説明するための資料として作成したものであり、本件団体事務局による口頭での説明と併せて用いることを想定して、過去の決算資料から任意の項目を抽出して表にしたものことである。このため、必要な補足説明を伴わないまま当該文書が公開されると、記載された内容について誤解を生じたり、本件団体の資料作成の意図に反して利用されたりするおそれがあることから、条例第5条第2号に該当するため、一部の情報について非公開とした。

カ 文書5②の非公開理由

役員等の変遷に係る記載のなかに、一般に公開されていない個人情報も記載されていることから、それらについては、条例第5条第1号に該当するため非公開とした。

キ 文書6の非公開理由

個人に関する情報であり、本件団体の内部管理に属する情報（人事に関

する情報) でもあることから非公開とした。

ク 復命書

上司への復命(会議内容の報告)は口頭で行っており、復命書を作成していないため、請求に係る文書は存在しない。

4 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件団体の理事会の復命書及び配付資料である。

(2) 条例第5条各号の規定について

ア 条例第5条第1号の規定について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第5条第1号本文の規定について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書の規定について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

イ 条例第5条第2号の規定について

(ア) 条例第5条第2号本文の規定について

条例第5条第2号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められている。このため、公開することにより当該法人又は当該個人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報については、本号本文で非公開とする措置を講じつつ、本号ただし書において、人の生命、身体等保護のために必要な情報について公開する措置を講じたものである。

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業

を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 条例第 5 条第 2 号ただし書の規定について

条例第 5 条第 2 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には例外的に公開できると規定している。

ウ 本件対象文書について

(ア) 文書 1 に記載されている情報のうち非公開とした情報（以下「非公開情報 1」という。）は、理事長、副理事長並びに専務理事以外の理事及び評価委員ほか一部出席者の氏名・所属である。本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体のホームページにおいても公開されているが、理事会の出欠状況や、評決の委任の有無については外部に公開されていない。

非公開情報 1 を公開すると、出席者が明らかになることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。

また、人事に関する本件団体の内部管理に属する事項についての特定の個人の意思表示が明らかになると、公開されることを前提としていなかった理事会において、自由な議論をためらわせるなど、今後の率直な意見交換が阻害される可能性があるため、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある。

以上のことから、条例第 5 条第 1 号本文及び第 2 号本文に該当すると判断する。

(イ) 文書 2 に記載されている情報のうち非公開とした情報は、評価委員会の決定通知書に記載された議長の氏名である。

評価委員会は、本件団体の規則に基づき設置され、本件団体事務局から報告する本件構成員の懲戒等の諸事案を評価するものであり、その構成員は外部に公開されていない。

そのため、議長の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- (ウ) 文書3に記載されている情報のうち非公開とした情報は、解雇された本件構成員の雇用年月、生年月日、解雇理由である。

解雇された本件構成員の雇用年月及び生年月日については、外部に公開されておらず、個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、解雇理由は、解雇された本件構成員が自ら公開しているが、文書3にある本件団体が記載した解雇理由と同一の記載が外部に公開されているものではない。

そのため、文書3に記載された解雇理由は、個人に関する情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、人事に関する本件団体の内部管理に属する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。

- (エ) 文書4に記載されている情報のうち非公開とした情報は、解雇された本件構成員に関する情報に加えて、他の本件構成員に関する情報である。

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるものからなっており、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。

- (オ) 文書5に記載されている情報のうち非公開とした情報①は、財団の財務に関する項目・記載事項の一部とその金額であり、外部に公開されていない本件団体の内部管理の事項に属する情報と認められ、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(カ) 文書5に記載されている情報のうち非公開とした情報②は、労働組合の欄に記載された個人の氏名及び専務理事、常務理事に関する情報であり、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(キ) 文書6に記載されている情報のうち非公開とした情報は、本件構成員の個人に関する情報である。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるものからなっており、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。

(ク) 前記(ア)から(キ)までに掲げる情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当せず、条例第5条第2号ただし書きにも該当しないと判断する。

(コ) 神奈川県行政文書管理規則第6条では、本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならないと定めている。

本件理事会において、実施機関はオブザーバーとして出席しており、実施機関の事務処理に関する会議とまではいえない。また、上司への復命は口頭で行っていることから、復命書を作成していないという実

施機関の説明は不合理とはいえない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 9 月 19 日	○ 諮問
10 月 10 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 31 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 7 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 26 年 6 月 17 日 (第 129 回部会)	○ 審議
8 月 18 日 (第 131 回部会)	○ 審議
9 月 9 日 (第 132 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	

(平成 26 年 12 月 11 日現在) (五十音順)